

# たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会設置要綱

## (設置)

第1条 たはらエコ・ガーデンシティ構想を推進し、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第26条の規定による地球温暖化対策地域協議会として、それぞれの主体が積極的に取り組むとともに、連携を図りながら地球温暖化防止に寄与するため、たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 地域協議会は、計画に定める温室効果ガス削減目標を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) たはらエコ・ガーデンシティ推進計画実現の推進に関すること
- (2) 田原市内全域にわたる温室効果ガスの排出抑制等に関し必要な措置について協議すること
- (3) 地域協議会の構成員の地球温暖化対策の支援に関すること
- (4) 情報交換及び普及啓発に関すること
- (5) その他地域協議会の目的達成のために必要な事項

## (組織)

第3条 地域協議会は、地域協議会の目的に賛同する行政、市民、事業者、教育関係機関等で構成する。

2 地域協議会委員(以下「委員」という。)は、たはらエコ・ガーデンシティ推進協議会会長である田原市長が委嘱する。

3 地域協議会の方針を実行するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

## (役員)

第4条 地域協議会に会長、副会長及び監事2名を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長及び監事は会長の指名により委員の中から選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

5 監事は地域協議会の会計を監査する。

## (任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときはこれを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 地域協議会は会長が招集し、必要に応じて開催する。

2 会議は、第2条に掲げる事項について協議するほか、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
  - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
  - (3) 予算及び決算に関する事項
  - (4) その他前各号に準ずる重要事項
- 3 会議の議事は、出席者の過半数の同意により決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
  - 4 会長は、必要に応じ、会議に地域協議会委員以外の者の出席を求めることができる。

(収入及び支出)

第7条 地域協議会の収入及び支出は、次に掲げるものをもって構成する。

- 2 本会の収入は、負担金、補助及び交付金、委託料等とする。
- 3 本会の支出は、第2条の事業を行うための必要経費及びその他運営に関する経費とする。

(事業年度)

第8条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第9条 地域協議会に関する庶務は、田原市役所市民環境部エコエネ推進室において処理する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は平成17年2月8日から施行する。
- 2 地域協議会の最初の事業年度は、第8条の規定にかかわらず、平成17年2月8日から平成17年3月31日とする。

附 則

この要綱は平成18年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年5月25日から施行する。